

特許審査における発明の同一性について

特許庁 特許審査第一部 住環境 審査官 後藤 麻由子

1. 問題の所在

1.1 はじめに

「発明の同一性」¹⁾は、特許審査において非常に重要な概念であり、特許法29条1項、29条の2、39条1項、39条2項において判断される。これら4つの規定は、特許出願に係る発明と他の発明との異同を判断するという点では類似しているように見えるが、現行の特許・実用新案審査基準（以下、「現行審査基準」という。）

をみると、各規定における「発明の同一性」の判断手法はそれぞれ異なっている。これを整理すると、概ね表1のようになる。

この判断手法は、審査実務の中で既に定着しているものであるが、皆さんは、なぜ同じ「発明の同一性」の判断手法にこのような違いが生じているのかを考えてみたことがあるだろうか。

「各規定の趣旨が異なるのだから、判断手法も異なって当然である」という意見が聞こえてくるかもしれない。しかし、少なくとも特許法の条文の記載から判

表1 現行審査基準の下での「発明の同一性」の判断手法

	29条1項3号	29条の2	39条1項	39条2項
趣旨	特許権を付与される発明は新規でなければならない	先願の地位の拡大	先後願関係に係る重複特許の禁止	同日出願に係る重複特許の禁止
比較の対象となる二発明	本願の請求項に係る発明と、刊行物に記載された発明	本願の請求項に係る発明と、「他の出願」の当初明細書等に記載され、その後公開された発明	両出願の請求項に係る発明	
引用発明の認定	(1)刊行物から引用発明を認定するに当たっては、「記載されているに等しい事項」まで含めることができる。 (2)その際、出願時の技術常識を参酌することができる。	(1)「他の出願」の当初明細書等から引用発明を認定するに当たっては、「記載されているに等しい事項」まで含めることができる。 (2)その際、「他の出願」の出願時における技術常識を参酌することができる。	本願の請求項に係る発明の認定と同じ。 (請求項の記載が明確であれば、請求項の記載どおりに認定する。)	
「実質同一」を含むか否か	×			
比較の手法	「発明特定事項」の比較（用語比較）		「発明特定事項」の比較（用語の比較）だが、技術的思想の同一性にも配慮する。	
「同一」といえる範囲	相違点がなければ「同一」。	相違点がなければ「同一」。また、相違点があっても、以下の2条件を満たせば「実質同一」。 周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等 新たな効果を奏するものではないもの	相違点がなければ「同一」。また、相違点があっても、それが以下のいずれかであれば「実質同一」。 (1)周知技術・慣用技術の付加、転換、削除等であって、新たな効果を奏するものではないもの (2)下位概念の上位概念化 (3)単なるカテゴリー表現上の差異	「同一」「実質同一」の定義については、39条1項と同じ。但し、39条2項は、双方向からみて「同一」又は「実質同一」といえる場合に限って適用する。

1) 本稿では、「発明の同一性」という用語を、2つの発明が同一と判断され得ることを示す概念として用いている。そのため、特許法29条の2、39条の条文中で用いられている「同一」の定義とは必ずしも同義ではない点に留意されたい。

断する限りにおいては、これら4つの規定に基づく「発明の同一性」の範囲をこのように異ならせて解釈しなければならない特段の理由はないように思われる。

本稿は、現行審査基準においてなぜ「発明の同一性」の判断手法に表1のような違いが生じているのか、その理由について考察するとともに、現行審査基準が、近年の裁判例と整合したものとなっているか否かという点について、検討しようとするものである。

なお、本稿は筆者の私見であることをはじめにお断りしておく。

1.2 「発明の同一性」に関する審査基準の変遷

「発明の同一性」に関する審査基準は、最初から現在のような判断手法を採用していたわけではなく、これまでに幾多もの改訂を経て現在のような形になったものである（表2参照）

以下、その経緯を二段階に分けて簡潔に紹介する。

(1) 旧審査基準の作成から廃止まで

現在の審査基準の原型となっているのは、昭和44年に作成された「発明の同一性に関する審査基準」（以下「旧審査基準」という。）である。旧審査基準は、現行の審査基準とは異なり、29条1項、29条の2、39条1項、39条2項の下での「発明の同一性」を、共通の審査基準で判断しようとするものであった。途中、29条の2の導入や出願公開制度の導入といった大きな法改正を経たが、その内容は大きく変更されることなく、旧審査基準は20年以上にわたって運用された。

(2) 現行審査基準の作成から現在まで

平成5～6年にかけて、それまで特許庁において特許・実用新案の審査基準として用いられてきた「一般審査基準・産業別審査基準²⁾」に代わり、「特許・実用新案審査基準」が作成・公表された。

「発明の同一性」に関する部分も全面的に改訂され、それまで1つの審査基準で対応していた29条1項、29条の2、39条1項、39条2項について、それぞれ別の判断

表2 「発明の同一性」に関連する審査基準作成の経緯

昭和38年	「発明の同一性に関する審査基準 その1・その2」に関する検討開始
昭和41～44年	「発明の同一性に関する審査基準 その1・その2」完成、公表
昭和45～50年	審査請求制度、出願公開制度、物質特許制度等の導入
昭和51年	「発明の同一性に関する審査基準」の改訂案検討開始
昭和52年	「発明の同一性に関する審査基準」（旧審査基準）公表
平成2年10月	「審査基準の改訂、作成等に関する基本方針」発表、審査基準全体の見直し開始
平成4年3月	「新規性」の審査基準の改訂骨子について意見聴取 (当初案は、「新規性」の中に29条1項と29条の2を含めていた。)
平成4年7月	「新規性・進歩性」の審査基準の草案公表、意見聴取（29条の2を29条1項と分離する方針に変更）
平成4年10月	「第29条の2」の審査基準の草案公表、意見聴取
平成5年6月	「特許・実用審査基準」公表（29条の2、新規性に関する部分を含む） (この時点では、39条の審査基準は未作成であった。)
平成5年11月	「第39条」の審査基準の改訂骨子について意見聴取
平成6年10月	「第39条」の審査基準の草案公表、意見聴取
平成6年12月	「第39条」の審査基準公表
平成12年12月	「特許・実用審査基準」改訂（新規性、29条の2、39条に関する大きな変更はなし。)
平成15年12月	「新規性」の審査基準の一部を変更（刊行物に記載された発明の認定に関し、技術常識の参酌時が「刊行物の公知時」から「本願出願時」へ変更された。)

2) 平成5年以前は、特許・実用新案審査基準は「一般審査基準」と「産業別審査基準」とから構成されており、「発明の同一性に関する審査基準」は、「一般審査基準」の一部をなすものであった。

手法が設けられることとなった。このうち、29条1項に関する審査基準は、公知発明との対比という観点から29条2項と同じ章におかれることとなり、「第 部 第2章 新規性・進歩性」となった³⁾。また、29条の2、39条についても、それぞれ「第 部 第3章 特許法第29条の2」、「第 部 第4章 特許法第39条」として新たに生まれ変わった。これらの審査基準は、平成12年、平成15年に一部変更されたものの、内容的にはほとんど変更されることなく現在に至っている⁴⁾。

次項では、旧審査基準の内容を概観するとともに、その根底にあった考え方を探ることとする。

2. 旧審査基準

2.1 旧審査基準の考え方

旧審査基準に示されていた「発明の同一性」に関する特徴的な考え方は、以下の3点である。

(1) 各条文に共通した判断手法

旧審査基準の第一の特徴は、29条1項、29条の2、39条1項、39条2項の下での「発明の同一性」を、原則として共通の判断手法を用いて判断していたという点にある⁵⁾。現在のように、条文別に異なる判断手法が用意されてはいなかった。

(2) 技術的思想の同一性に重点をおいた判断手法

旧審査基準の第二の特徴は、29条1項、29条の2、39条1項・2項の下での「発明の同一性」を、技術的思想の同一性を検討することにより判断していた点である⁶⁾。現在のように、発明の構成の同一性に重点をおいた判断手法は採用していなかった。

(3) 未完成発明の除外

旧審査基準の第三の特徴は、発明として完成されているものだけを同一性の判断の対象とする点である。当時の「一般審査基準」においては、特許出願を審査する際、最初に特許出願に係る発明が「発明」として完成しているかどうかを検討し、発明が完成していると判断した場合にのみ、その他の特許要件についての審査に進む、という審査手法を採用していた。「発明の同一性に関する審査基準」も、これにならったものと考えられる⁷⁾。

2.2 旧審査基準の判断手法

続いて、旧審査基準に示されている「発明の同一性」の判断手法のポイントは、以下の4点である。

29条1項、29条の2、39条1項、39条2項に基づく「発明の同一性」を、「実質同一性」という概念を用いて判断していた。

二発明のカテゴリーが同一である場合の判断手法と、カテゴリーが相違する場合の判断手法とを区別していた。

3) 表2から明らかなように、当初の改訂案では29条1項と29条の2を合わせた形で「新規性」の審査基準を作る方針であった。しかし、検討の過程において、29条1項を、公知発明との対比という観点から29条2項と同じ章に組み込むべきとの意見が出され、最終的にその方針が採用された。

4) 平成12年には、「第II部第2章 新規性・進歩性」において、いわゆる「特殊パラメータ発明」を想定した例示の追加と一部見直しが行われた。また、平成15年には、「第II部第2章 新規性・進歩性」において、刊行物に記載されている発明の認定において、技術常識の参酌の基準時が「刊行物の頒布時」から「本願出願時」に変更された。

5) 旧審査基準の冒頭には「この基準は特許法第29条1項、同法第29条の2および同法第39条における発明の同一性を判断するためのものである。」と記載されている。

6) 旧審査基準では、「発明の同一性」についての基本的な考え方として、「特許法第2条によれば、『発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの』と定義されているから、発明の同一性の判断は、技術的思想の同一性を判断することにより行わなければならない。」と述べられており、その上で、39条については、「その条文を設けた特許法の精神からみて二重特許の排除という要請をも含めて判断しなければならない。」としていた。

7) 現行の審査基準においては、「未完成発明」に関する部分は削除され、その大部分が実施可能要件に関する説明に置き換えられた。

を原則としつつ、適用条文によって判断手法を異ならせる必要がある箇所については、「特則」としてその取扱いを別途定めていた。

発明が「同一」と判断できるパターンを20の「型」に類型化しており、審査官は、どの「型」に当てはまるかを検討することによって同一性を判断していた。

次に、具体的な判断手法を説明する。

(1) カテゴリーが同一である二発明の判断手法

旧審査基準の下では、比較される二発明のカテゴリーが同一の場合は、原則として、両発明が「実質的に同一」であれば、「同一」と判断していた。

参考1に、旧審査基準において「実質的に同一」といえる場合として列挙されていた5つの類型を示す。

現行審査基準で用いられている表現とは異なった表現が多く、この記載のみから旧審査基準の意図を正確に類推するのは難しいが、少なくとも、現行審査基準における「実質同一」の範囲よりも広いことが理解できると思う。旧審査基準の下では、構成上の差異があっても、作用効果が同一であれば、ほとんどのケースにおいて「実質同一」と判断することができたものと思われる（特に、下線の部分に注目していただきたい）。

(2) カテゴリーが相違する二発明の判断手法

二発明のカテゴリーが相違する場合は、カテゴリーの相違に技術的な意味がなく、しかも、カテゴリーの相違に基づかない構成部分の差異が実質的に存在しない場合に限り、両者を同一発明と判断していた。参考2に具体的な判断手順を示す。

参考1：旧審査基準において「同一」（「実質同一」を含む）と判断されていた二発明の類型

- a. 構成及びそれに基づく目的、効果の表現が同一であるか、それらの表現に差異があってもその差異が同一内容を表す単なる表現上の差異にすぎない二発明
- b. 構成が形式的に同一であり、目的、効果の記載が異なる二発明
- c. 以下の場合も「同一」とする。
 - (ア) 二発明を比較した場合、その構成の差異が「単なる構成の変更」に相当する場合。
(具体例として、「単なる慣用手段の転換」、「単なる慣用手段の付加又は削除」、「単なる材料変換又は均等物置換」、「単なる均等手段の転換」、「単なる形状、数若しくは配列の限定または変更」、「単なる数値の限定又は変更」等に相当する場合が挙げられている。)
 - (イ) 二発明を比較した場合、その構成の差異が「単なる用途の相違」である場合。
 - (ウ) 二発明を比較した場合、その構成の差異が自明又は無意味な条件、限定等の有無に相当し、しかも前記の条件、限定等を付した発明が、出願時の技術水準で判断してその条件、限定等を付していない発明として把握できる場合。
 - (エ) 二発明を比較した場合、その構成の差異が、下位概念で記載された構成と、上位概念で記載された構成との差異に相当し、しかも下位概念で記載された発明が出願時の技術水準で判断してその上位概念発明として把握でき、下位概念で記載された点に技術的意味がない場合。
- d. 択一的に記載された発明（イ）と、個別的に記載された発明（ロ）
- e. ある発明（イ）に公知の他の発明を付加したもので、その付加した点に技術的な意味がない発明（ロ）

注：本表は、「発明の同一性に関する審査基準」の「〔2〕発明の同一性の判断に際しての原則」をもとに筆者が作成したものである。

参考2：旧審査基準に示されていた、発明のカテゴリーが相違する場合の判断の手順

1. 両者の構成の差異を、(1) カテゴリーの相違に基づく構成部分の差異、(2) カテゴリーの相違に基づかない構成部分の差異に分けて個々に考察する。(2)については、参考1に示される判断基準に従って判断する。
- 2 (1) が以下のいずれかに該当する場合は、(1) に技術的な意味がないので、無視できる。
 - (i) カテゴリーが異なるための表現上の差異のみである場合
 - (ii) (i)と、自明又は無意味な構成の付加又は削除のみである場合。
3. (1) も (2) も存在しなければ、二発明は「同一」と評価できる。

注：本表は、「発明の同一性に関する審査基準」の「〔2〕発明の同一性の判断に際しての原則」をもとに筆者が作成したものである。

(3) 特則

旧審査基準では、二発明が(1)と(2)の原則の下での「実質同一」に該当しない場合であっても、参考3に示す「特則」のいずれかに該当するときは、「同一」と判断することとしていた。

趣旨の異なる規定に対して同じ判断手法を適用することには自ずと限界があることから、条文毎に必要な特則を定めて対応していたものと考えられる。

3. 現行審査基準

3.1 旧審査基準の問題点とその改善策

旧審査基準は、20年以上にわたり、「発明の同一性」に関するガイドラインとしての役割を果たしたが、そもそも趣旨の異なる条文が規定する特許要件を、同じ判断手法で取り扱おうとすることには自ずと限界があり、いくつかの問題点を抱えていたのも事実であった。現行審査基準の作成過程においては、これらの問題点を解決するために多くの議論がなされたようである。

そこで、当時の関連資料や審査官からのヒアリングに基づき、旧審査基準が抱えていた問題点を指摘するとともに、それが現行審査基準においてどのように解決されたのかを説明する。

(1) 条文に応じた判断手法の個別化

旧審査基準は、29条1項、29条の2、39条1項、39条2項の規定に基づく発明の同一性を、すべて「実質同一」という共通の判断手法に基づいて判断しようとするものであった。

ところが、それぞれの規定の趣旨が相違していることから、どうしても細かい点で判断手法に違いを生じさせる必要があった。そこで、旧審査基準では、条文によらない共通の判断手法を「原則」、条文毎に判断手法を異ならせる部分を「特則」とし、全体を2部構成とすることで、この問題点に対応しようとしていたが、このような方法で4つの異なる規定にきめ細かく対応することは困難であったように思われる。

そこで、現行審査基準では、「新規性(29条1項)」、「29条の2」、「39条」の審査基準をそれぞれ別個に作成し、別の章として設けることとした(第2部第2~4章)

新規性(29条1項)については、公知発明との比較という観点から進歩性(29条2項)と同じ章に組み込むとともに、進歩性の適用範囲との切り分けを図った。また、39条1項と39条2項とで異なる判断手法を使い分けることとなった。

これにより、条文毎に趣旨を踏まえたきめ細かな対応が可能となったといえる。

(2) 29条1項と29条2項との適用範囲の切り分け

旧審査基準の下では、明らかに進歩性(29条2項)

参考3：旧審査基準に示されていた「特則」

なお、ここで「発明(甲)」=本願の請求項に係る発明、「発明(乙)」=出願日前に公知となった発明(29条1項)、又は「他の出願」の当初明細書等に記載された発明(29条の2)、「発明(丙)」=同日出願又は先願の請求項に係る発明(39条)を指す。

(1) 特則 - 1 39条について

発明(甲)と発明(丙)において、両者は原則に該当しないが、発明(甲)中に発明(丙)が、そして発明(丙)中に発明(甲)がともに内在することが客観的に明らかである場合は、両者を同一とする。

(2) 特則 - 2 39条について

発明(甲)と発明(丙)において、両者は原則及び特則 - 1に該当しないが、共通する実施例がそれぞれの明細書中に記載されている場合は、両者を同一とする。

(3) 特則 - 3 29条1項、29条の2について

発明(甲)と発明(乙)において、両者は原則に該当しないが、発明(乙)中に発明(甲)が存在していることが客観的に明らかである場合は、両者を同一とする。

注：本表は、「発明の同一性に関する審査基準」の「(3) 発明の同一性の判断に際しての特則」をもとに筆者が作成したものである。

で取り扱うべきケースであっても、「実質的に同一」であるとして29条1項の射程範囲内となり得る場合が存在した。例えば、参考1の下線部分には、29条2項の範囲と重複するケースが含まれると考えられる。

29条1項と29条2項の適用範囲が明らかに一部重複しているという事実は、審査基準の明確性や、権利の法的安定性、国際調和等、様々な観点から問題となっていたのではないかと推測される⁸⁾。

これを受けて、現行審査基準では、29条1項の適用範囲から「実質同一」を除外し、引用発明と完全に「同一」といえる場合に限って、29条1項を適用することとした。

具体的には、刊行物の記載から引用発明を認定して、請求項に係る発明との対比を行い、二発明の間に差異がない場合には「同一」と判断できる。しかし、両者の間に少しでも差異がある場合には、もはや「同一」とはいえなくなり、進歩性の問題として検討されることが明らかにされた。

これにより、旧審査基準の時代と比較して、29条1項と29条2項との適用範囲の切り分けが明確化されたといえる。

(3) 構成要件の比較に重点をおいた判断手法

旧審査基準は、「発明の同一性」を検討する際、「発明の技術的思想」の同一性を判断することに重点をおいていた。

しかし、「発明の技術的思想」は抽象的な概念であるため、実務においては、判断手法を具体化する必要がある。例えば「構成の差異となっている部分が発明の目的、作用に影響を及ぼすものであるか」、「二発明の作用効果が同一であるか」を検討することに重点がおかれていた⁹⁾。

これは一見理にかなっているように見えるが、作用効果が同一であるかどうかを、書面による審査だけで判断することは必ずしも容易ではない。しかも、作用効果の比較は主観的になりやすく、判断結果に個人差が生じやすいという側面もある。

そこで、現行審査基準では、従来の「技術的思想の同一性」を検討するという手法に代わり、「発明特定事項」同士を比較する、という手法を採用することとした(第2部第2章1.5.4(1)、同第3章3.3(1)、同第4章3.3(1))。

ここで、「発明特定事項」とは、「請求項に記載された用語」のことを指すから(同第2章1.5.1(2))、「発明の同一性」の判断においては、請求項に記載された用語同士が比較されることになる。

また、29条の2と39条において踏襲されることとなった「実質同一」の範囲についても、従来より限定的に定義しなおされた。現行審査基準における「実質同一」の範囲は、原則、二発明の差異が「周知慣用技術の付加、転換、削除等」であって、かつ、「新たな効果を奏するものではない」場合に限られる(同第3章3.4(1)、第4章3.3(2))。これにより、旧審査基準で採用されていた「作用効果が同一であれば原則として実質同一とする」という考え方は、審査基準の中から姿を消した。

このようにみえてくると、現行審査基準の判断手法は、旧審査基準と比較して、より明確かつ客観的なものになったといえるだろう。

(4) 判断類型の廃止と趣旨の明確化

旧審査基準では、「実質同一」と判断される類型を20の「型」として列挙しており、審査官は、自分が直面しているケースをこれらの類型の1つに当てはめることで、同一性を判断するという手法が採られていた。しかしながら、このような判断手法を採ると、どの「型」にも当てはまらない場合の対処方法が不明となる。また、一般に、事例を過度に細かく類型化すると、各規定の本来の趣旨が見えにくくなってしまおうという問題がある。

これに対し、現行審査基準では、旧審査基準に列挙されていた判断類型を削除するとともに、判断手法や規定の趣旨に重点をおいて説明する形とした。これにより、審査官は類型にとらわれることなく、様々な個

8) 特許管理 Vol.42 No.3 p.291-298 には、進歩性と新規性の境界を識別することが困難であることによる問題点が指摘されている。

9) 「発明の同一性に関する審査基準」の「型3」「型8」を参照。

別事案に対応できるようになったものと思われる。

3.2 現行審査基準の判断手法

次に、現行の特許・実用審査基準の下での、「発明の同一性」に関する判断手法を概観する。

3.2.1 29条1項3号

(1) 趣旨

29条1項は、特許権が付与される発明は新規な発明でなければならないということを規定したものであり、現行審査基準の第 部第2章にその取り扱いを示している。

なお、29条1項では、新規性を有しない発明として、出願前に公然知られた発明(1号)、出願前に公然実施をされた発明(2号)、出願前に頒布された刊行物に記載された発明(3号)の3つを規定しているが、実務では、ほとんどのケースにおいて公知刊行物に記載された発明との同一性を検討すれば足りるので、以下では、29条1項3号のみについて説明する。

(2) 比較の対象となる発明 ~ 刊行物に記載された発明

現行審査基準では、「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明のことを指すと定義している(第 部第2章1.2.4(3))。

また、「刊行物に記載されているに等しい事項」とは、本願出願時における技術常識¹⁰⁾を参酌することにより、当業者が当該刊行物に記載されている事項から導き出せる事項をいい、「技術常識」とは、当業者に一般的に知られている技術(周知技術、慣用技術を含む)又は経験則から明らかな事項をいうものとしている(同1.2.4(3))。

そして、刊行物に記載された発明が、下位概念で表現されている場合は、そこから上位概念で表現された

発明を認定できるとしている(同1.5.3(4))。

(3) 判断手法について

現行審査基準では、29条1項3号に規定される新規性の有無は、基本的には「請求項に係る発明の発明特定事項と、引用発明特定事項との一致点及び相違点を認定して行う」としている(同1.5.4(1))。「発明特定事項」とは、「請求項に記載された用語」のことを指すので(同1.5.1(2))、結局のところ、請求項に係る発明と引用発明とを、その用語において比較するということになる。

両者を対比した結果、相違点がない場合には、二発明は「同一」と判断される(同1.5.5(1))。また、二発明の間に相違点がある場合には29条1項3号は適用されず、引き続き29条2項の検討に進むこととなる(同第2章2.3)¹¹⁾。

このように、29条1項3号の適用範囲に「実質同一」の範囲を含めないこととした背景には、29条2項との切り分けを明確化しようとする意図があったものと思われる。

(4) 29条1項3号のポイント

新規性の検討は、本願の請求項に係る発明と、刊行物から認定される引用発明とを、「発明特定事項」(発明を特定するために用いられている用語)を比較することによって行う。

刊行物に記載されている発明の認定にあたっては、「記載されているに等しい事項」まで含めて認定できる。その際、本願出願時の技術常識を参酌することができる。

審査基準には明示されていないが、解決しようとする課題や作用効果にとらわれることなく、発明の構成が同一であれば「同一」と判断するのが一般的な考え方である。(判例)

両発明の間に相違点があれば、29条1項3号は適用されない。

10) 従前は「当該刊行物の頒布時」であったが、平成15年12月25日より「本願出願時」に変更された。

11) 進歩性の審査基準には、「進歩性の判断の対象となる発明は、新規性を有する『請求項に係る発明』である。」と記載されており、これも29条1項と2項の適用範囲の切り分けを図るためと解される(第II部第2章2.3)。

3.2.2 29条の2

(1) 趣旨

特許制度の趣旨である公開代償説に鑑み、たとえ先願（以下「他の出願」という。）の出願公開前に出願された後願であっても、その発明が先願の明細書等に記載された発明と同一である場合には、出願公開をしても新しい技術を何ら公開するものではないから、特許を受けることができないことを規定したものであり、現行審査基準の第 部第3章にその取り扱いが示される。

(2) 比較の対象となる発明～他の出願の当初明細書等に記載された発明

29条の2の規定に基づく「発明の同一性」の検討は、本願の請求項に係る発明と、「他の出願」の当初明細書等に記載された発明とを比較することにより行う。

「他の出願」の当初明細書等に記載された発明を認定するにあたっては、29条1項3号における「刊行物に記載された発明」の認定手法と同様、「記載されているに等しい事項」まで含めて認定できる。ただし、技術常識の参酌は、「他の出願」の出願時を基準とする（同2.3）。

(3) 判断手法について

29条の2に基づく「発明の同一性」の判断は、請求項に係る発明の発明特定事項と、「他の出願」の当初明細書等に記載された引用発明の発明特定事項との一致点及び相違点を認定して行うとしている（同3.3（1））。そして、「発明特定事項」とは、「請求項に記載された用語」のことを指すから（第 部第2章1.5.1（2））、結局、請求項に係る発明と引用発明とを、その用語において比較するということになる。

また、29条の2では、29条1項3号の「同一」の範囲に加えて、「実質同一」の範囲もその射程範囲として含む。現行審査基準では、「実質同一」の範囲を、二発明の間の相違点が「課題解決のための具体化手段における微差」である場合であるとしており、具体的には、「周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって」（条件1）「新たな効果を奏するものではないもの」（条件2）という2つの条件を付して定義している（第 部第3章3.4（1））。

29条の2の審査基準の作成に当たっては、「他の出願」の当初明細書等に記載された発明と同一の技術的思想を持つ後願発明を排除すべき、との立場を守り、旧審査基準において採用していた「実質同一」の概念を残そうとしたものと考えられる。そして、「実質同一」の範囲をできるだけ客観的なものとし、しかも、それが進歩性の射程範囲よりは狭いものであることを明確化するために、上記のような二つの条件を付して定義したのではないかと推測される。

(4) 29条の2のポイント

本願の請求項に係る発明と、「他の出願」の出願当初の明細書等に記載された発明との、「発明特定事項」（発明を特定するために用いられている用語）を比較することによって対比する。

29条1項3号と同様、引用発明を認定するに当たっては、「他の出願」の当初明細書等に「記載されているに等しい事項」まで含めて認定できる。但し、技術常識の参酌は「他の出願」の出願時を基準とする。29条1項3号の「同一」の範囲に加えて、二発明の構成の差異が「周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって」（条件1）「新たな効果を奏するものではないもの」（条件2）である場合も、「実質同一」として29条の2を適用できる。

3.2.3 39条1項

(1) 趣旨

39条1項は、一発明について二以上の権利を認めるべきではないことから、重複特許を排除しようとする趣旨に基づくものであり、具体的には、同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があった場合に、最先の出願人のみが特許を受けることができることを規定したものである。その取扱いは現行審査基準の第 部第4章に規定されている。

(2) 比較の対象となる発明～請求項に係る発明

39条1項における発明の同一性の判断対象は「請求項に係る発明」である。すなわち、二つの出願の請求項に係る発明同士が比較される。

(3) 判断手法について

現行審査基準では、判決を引用した上で「発明が同一であるか否かの判断は技術的思想の同一性を判断することにより行う。たとえ実施の態様が一部重複するとしても、技術的思想が異なれば同一の発明とはしない」と述べられている(同2.1.1(1))。

しかし、その具体的な判断手法は、「両者の発明を特定するための事項の一致点及び相違点を認定して行い(同3.2)、後願発明の発明特定事項と先願発明の発明特定事項とに相違点がない場合は、両者は「同一」であるとするものであり(同3.3(1))、29条1項3号や29条の2で示される判断手法と類似している。

それでは、39条1項の審査基準において、なぜ「技術的思想の同一性」に留意すべきことを特別に注意喚起する必要があったのだろうか。

明細書等全体の記載から引用発明を認定できる29条関係の判断と異なり、39条では、特許請求の範囲の記載のみが判断対象となるため、請求項に記載される用語のみに着目して判断すると、運用が硬直的になってしまい、本来「同一」と判断されるべき発明について「同一」と判断されなくなるおそれがあるためではないかと推測される。

次に、39条1項では、両者の発明特定事項に相違点がある場合であっても、以下の～に該当する場合は「実質同一」とされる(同3.3(2))。

後願発明の発明特定事項が、先願発明の発明特定事項に対して周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等を施したものに相当し、かつ、新たな効果を奏するものではない場合

後願発明において、下位概念である先願発明の発明特定事項を上位概念として表現したことによる差異である場合

後願発明と先願発明とが単なるカテゴリー表現上の差異である場合

このうち、は29条の2における「実質同一」の範囲と同一であるが、とは39条のみに記載されているものである。39条では特許請求の範囲の記載のみを判断対象とするため、とのケースも「実質同一」

といえることを確認的に記載したのではないかと考えられる。したがって、結果として29条の2における「実質同一」の範囲との間に大きな差異はないものと考えられる。

(4) 39条1項のポイント

2つの出願の請求項に係る発明どうしの「発明特定事項」(発明を特定するために用いられている用語)を比較する。その際、技術的思想の同一性に配慮する。29条の2における判断手法と同様、用語の比較により「同一ではない」と判断された場合であっても、「実質同一」と判断される場合がある。「実質同一」の範囲には、先願発明が下位概念である場合の上位概念としての後願発明、単なるカテゴリー違いの発明も含まれる。

3.2.4 39条2項

(1) 趣旨

39条2項は、は、39条1項と同様、重複特許を排除しようとする趣旨に基づくものであるが、その中でも、同一の発明について同日に二以上の特許出願があった場合には、協議により定めた一の出願人のみが特許を受けることができることを規定したものであり、現行審査基準の第部第4章にその取り扱いが定められている。

(2) 比較の対象となる発明～請求項に係る発明

39条1項と同様、2つの出願の請求項に係る発明同士が比較される。

(3) 判断手法について

39条2項の下で同日出願についての同一性を判断する場合は、二発明のうち、いずれを先願と仮定した場合においても「同一」であると判断できる場合のみ、両者を「同一」と判断することとしている(同3.4)。

具体的には、発明Aを先願とし、発明Bを後願としたときに、後願発明Bが先願発明Aと「同一」(「実質同一」も含む)とされ、かつ、発明Bを先願とし、発明Aを後願としたときに、後願発明Aが先願発明Bと「同一」

(「実質同一」も含む)とされる場合には、両者は「同一の発明」となる。

このような判断手法を採用している理由は、同日に出願したにもかかわらず、いずれか一方の出願人しか特許を受けられないという事情から、できるだけ双方が不利とならないように配慮したためではないかと推測される。

(4) 39条2項の審査基準のポイント

39条2項の規定の下での「同一性」の判断手法は、同日に出願された二発明を、特許請求の範囲の用語を比較することにより行う。

39条2項では、同日出願という特別の事情を考慮し、公平性の見地から、二発明のうちいずれを先願とみた場合にも「同一又は実質同一」と判断できる場合に限り、適用される。

4. 裁判所における「発明の同一性」の考え方

現行審査基準に示される判断手法が、裁判例に示される判断手法と整合しているかどうかを検討するために、「発明の同一性」に関する主な判決の内容を紹介する。

4.1 29条1項3号に関する判決

(1) 解決しようとする課題、作用効果との関係

発明の新規性を判断するに当たっては、本願の請求項に係る発明と引用発明との構成に差異がない場合は、解決しようとする課題や作用効果の相違については検討するまでもなく、二発明は「同一」である、という考え方が定着している。

この考え方は、現行審査基準には明示されていないが、最高裁判所でも支持されている¹²⁾。また、最近でも、発明の目的や作用効果は、それが客観的な構成に結び付かない限り主観的なものにすぎないから、発明の同一性に影響を与えないとした裁判例がある¹³⁾。

なお、これは、29条の2を適用する際に、発明の構成に差異がないと判断できる場合においても同様である¹⁴⁾。

(2) 「記載されているに等しい事項」について

刊行物から引用発明を認定する際、本願出願時に周知であった事項や技術常識を考慮に入れることができるという考え方は、裁判例においても支持されている¹⁵⁾。

関連する裁判例を分析した結果、裁判所において、刊行物に開示されていると認定された事項の範囲は、現行審査基準における「記載されているに等しい事項」

12) 最高三小判昭31.4.24(昭30(オ)101)では、「二個の発明が設計の当然の結果として同一構成をとるに至る事が明らかとなった場合は、それがどのような作用効果を上げるものであるか否かを判断する必要はない。」としており、また、最高一小判平2.3.15(昭62(行ツ)140)では、本願発明と引用例の方法とが目的を異にしているとしても、その構成において同一である場合、右発明は本条1項3号に該当するとして原審の認定判断を支持した。同様の判決として、東京高判平3.12.26(平元(行ケ)57)、東京高判平5.2.24(平3(行ケ)268号)がある。

13) 東京高判平16.1.29(平14(行ケ)239)「技術思想、発明の目的、発明者が作用効果としているものは、それが客観的な構成に結び付かない限り(例えば、当業者が予想し得なかった作用効果を持つことを新たに発見し、かつそのような作用効果を発揮する新たな用法のみに用いることを構成要件とすることにより、客観化することが考えられる。)、結局のところ、すべて主観的なものにすぎないのであり、主観的なものにすぎない以上、客観的な構成としては同じ発明につき複数のものが存在し得ることになる。もし、このような主観的なものにおける相違を根拠に両者を別の発明としてそれぞれに特許を与えることになれば、客観的には区別し得ない発明につき複数の特許が成立することになる。特許制度とは相いれないこのような結果を認めることはできないのである。」

14) 例えば、東京高判平14.10.8(平11(行ケ)101)では、29条の2の適用に当たり、「そもそも、特許請求の範囲の記載自体により発明の構成が明らかなき、発明の詳細な説明の効果の記載から発明の構成要件を特定することは許されないというべきである」と判示されている。

15) 例えば、東京高判平16.1.29(平14(行ケ)239)には、「本件発明及び引用発明の把握が、本件出願当時周知であった事項で上記把握に影響するものを前提になされるべき事柄であることは、論ずるまでもないところである。」と述べられている。

の範囲と、ほぼ同じであると思われた¹⁶⁾。

(3) 数値限定との関係¹⁷⁾

特許請求の範囲に記載されている数値範囲が、引用発明の数値範囲に含まれるからといって、直ちに新規性が否定されるわけではない。数値限定の技術的意義を考慮した上で、数値限定による作用効果が引用発明と顕著な差異を生じている場合には、新規性を有することとなる（東京高判平成2.9.25、東京高判平成5.12.14）。

これに対し、本願発明の数値範囲が引用発明の数値範囲を包含する場合には、新規性は否定される（東京高判昭和47.9.29）。これらの考え方は、29条の2の場合も、概ね同様であると考えられる。

4.2 29条の2に関する判決

(1) 実質同一性と進歩性との切り分け

「実質同一性」と進歩性の適用範囲の切り分けについては、裁判所もその困難性を認識しているものの、慣用技術の単なる付加等、ごく限られた場合を除いては、進歩性の問題として扱うべきであると判示した裁判例がある¹⁸⁾。

現行審査基準においても、「実質同一」の範囲を限定的に定義していることから（第 部第3章3.4（1））、

裁判所の考え方と整合しているといえる。

(2) 「記載されているに等しい事項」について

裁判所においても、「他の出願」の出願当初の明細書等に記載された発明を認定するに当たり、「他の出願」の出願時点における技術常識を参酌することができる¹⁹⁾、現行審査基準に示される考え方と相違するところはなかった。

(3) 実質同一性について

現行審査基準は、29条の2の「実質同一」とは、二発明の差異となっている部分が、「課題解決のための具体化手段における設計上の微差」である場合をいうとしており、具体的には、「周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等」（条件1）であって、「新たな効果を奏するものではない場合」（条件2）を意味するとしている（第 部第3章3.4（1））。

関連判決を調査した結果、裁判所においても、構成の差異となっている部分が周知・慣用技術である場合、作用効果も予測し得る程度のものであることを確認した上で、「実質同一」と判断するのが一般的であることがわかった²⁰⁾。

また、構成の差異となっている部分が、単なる設計上の変更と評価でき、新たな効果を奏するものでない場合には、「実質同一」とする裁判例がある²¹⁾。ここで

16) 東京高判平14.3.14（平13（行ケ）244）では、「この記載によれば、審判甲第1号証に記載の発明の部品は折り畳まれることが予定されているものであって、ヒンジ式継手で連結されることも開示されているということができ、フランジの部分についても、例えば従来周知のヒンジ式継手を適用することにより、折畳み可能とすることは、当業者であれば当然に予想可能な技術的事項であったということが出来る。そうすると、当業者が審判甲第1号証を見たとき、そこに記載の発明におけるフランジを回動自在とすることは自明であったというべきである。」として、同一性を肯定した。

17) 発明の同一性と数値限定との関係については、竹田稔監修「特許審査・審判の法理と課題」P317-328の今村玲英子氏の論文に詳しい。

18) 東京高判平5.6.24（平3（行ケ）260）「構成を異にする二つの考案を周知の慣用技術との関連において対比する場合、単なる設計変更であるか否かの同一性の問題として捉えるか、容易になし得る設計変更か否かの進歩性の問題として捉えるかは一概に明確な基準をもって論ずることはできないが、少なくとも、相違する一方の構成に周知の慣用技術をそのまま適用することによって直ちに他の構成が得られ、かつその構成の変更に技術的意義を見出し難いような場合を除いては、両者を同一性の問題ではなく、進歩性の問題として扱うのが相当というべきである。」

19) 東京高判平16.12.24（平16（行ケ）149）「特許出願に係る発明と当該特許出願の日前の他の特許出願に係る発明とが同一か否かを対比検討するために、後者の発明の内容をその明細書等に基づいて解釈するに当たって、その出願時において、当業者にとって周知ないし常識程度と認められる技術を参酌することは、当然許されることといわなければならない。」

20) 最近の主な判決として、東京高判平16.2.19（平13（行ケ）533）、東京高判平15.2.13（平13（行ケ）230）、東京高判平9.6.18（平7（行ケ）156）等がある。

いう「単なる設計上の変更」とは、現行審査基準における「設計上の微差」に含まれるものと考えられるし、「周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等」の「等」に含まれるものとも考えることもできるだろう。

一方で、裁判所は、構成の差異に基づく顕著な効果が生じている場合には「実質同一」とはいえないと判断している²²⁾。

このように、裁判所においても、構成（条件1）と効果（条件2）の両面から29条の2の「実質同一性」を検討しており、現行審査基準に示される「実質同一」の考え方とよく整合しているといえる。

4.3 39条1項に関する判決

(1) 実質同一性について

裁判所は、29条の2と同じように、構成の差異となっている部分が周知・慣用技術であって、作用効果も予測し得る程度のものである場合には、39条1項における「実質同一」に該当すると判断している²³⁾。

この判断手法は、現行審査基準に示されるものとよく整合している（第 部第4章3.3(2)）。

(2) 上位概念・下位概念

下位概念で記載される先願発明に対し、上位概念で記載される後願発明は、「同一」とであると判断される²⁴⁾。これは、現行審査基準に示される考え方と同じである（第 部第4章3.3(2)）。

(3) 明細書の記載の参酌

裁判所では、39条1項の「発明の同一性」を判断するに当たっては、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書の記載をも参酌するのが一般的である²⁵⁾。

例えば、補正によって特許請求の範囲から削除された文言についても考慮すべきであると判示した裁判例²⁶⁾や、方法に関する発明で、請求項に記載される工程の時系列を認定するために明細書の記載を参酌した裁判例²⁷⁾がある。しかし、具体的にどの程度参酌すべきかは個別事例により異なっており、裁判例の数も少ないこと

21) 最近の主な判決として、東京高判平16.7.12（平16（行ケ）79）、東京高判平15.12.11（平14（行ケ）463）等がある。

22) 東京高判平3.6.6（平2（行ケ）253）「本願発明は発光箇所を中空の照明部の上部あるいはほぼ中心に配設する構成であるのに対し、引用例記載の発明は発光箇所を中空の照明部の下面に直接配設する構成であるから、両者はその構成を異にし、かつ右構成の差異によって、本願発明は中空である照明部の全体を発光させるという作用効果を奏するのに対し、引用例記載の発明は照明部の下面のみを発光させるという作用効果を奏するものであって、両者の間には実質上の差異が存在するというべきである。」

23) 東京高判平7.12.21（平6（行ケ）263）「本願発明では、これを商品等の表示ラベルとして用いる場合においては、支持体の裏面に感圧接着層を介して剥離紙を設ける構成を採ることになるから、引用例記載の考案とその構成を同じくすることが明らかである。～（中略）～本願発明と引用例記載の考案との間における層構造の違いは、単なる慣用手手段の付加であって、構成の変更に過ぎず、両者間の同一性を否定すべき理由となるものではない」同様の判決として、東京高判平5.11.30（平3（行ケ）159）がある。

24) 東京高判平2.8.30（昭62（行ケ）147）「本願発明と先願発明とは、～（中略）～いわゆる上位の概念で記載された発明と下位の概念で記載された発明の関係にあり、本件発明は、先願発明に含まれた先願発明をより具体化したものに相当すると言い得るものであるから、Eu付活量を数値限定したことに特別の作用効果が認められるなどの進歩性が認められる場合を除いては、両発明は同一の発明であると解されることになる。」

25) 例えば、東京高判平8.12.19（平7（行ケ）2）には、「特許法第39条1項にいう『同一の発明』であるか否かの判断は、それぞれの特許請求の範囲に記載された技術的事項を基本とするものであるが、その解釈には明細書中の発明の詳細な説明及び図面を参酌することは当然である。」と述べられている。

26) 最高三小判平5.3.30（平3（行ツ）98）においては、先願発明の特許請求の範囲には「短絡事故に際し加工材または加工電極が前記追跡軌跡を逆方向にたどり得る」との構成がないものの、この文言は審判手続において発明の構成に書くことができない事項に該当しないとした拒絶理由通知に対応して削除されたものであるから、本件発明の逆方向軌跡の構成も、発明の構成に欠くことのできない事項には当たらないと認める余地がある旨、判示した。

27) 東京高判平5.12.21（平3（行ケ）288）では、明細書の記載を参酌して、「この場合の『かつ』は接続詞としての用語法に該当し、洗浄と屈伸が並行して成り立つことを表していると認められるから、洗浄と屈伸はともに冷却の後に行われれば足り、それらの順序を問うものではないと理解できる」ことを理由に本願発明は先願発明と同一であると判断した。

から、明確な基準を示すことは難しい。

現行審査基準においても、39条1項の判断においては、発明特定事項を対比することを前提としつつも、技術的思想の同一性に注意を払うべきことが述べられており（第 部第4章2.1.1（1））、これは、裁判所の考え方と軌を一にするものといえるだろう。

4.4 39条2項に関する判決

現行審査基準には、39条2項においては、2つの発明のうち、いずれが先願であったと仮定した場合であっても「同一（又は実質同一）」と判断できる場合に限り、「同一」と判断することができる（第 部第4章3.4）としているが、裁判所でも全く同じ考え方を採用している²⁸⁾。

また、物（A発明）と、その物の使用方法の発明（B発明）との同一性に関し、裁判所は、A発明の使用 방법이、B発明の方法に限られるのであれば両者は同一発明となるが、A発明にそれ以外の使用方法がある場合には、同一とはいえないと判断しており²⁹⁾、実務において参考になると思われる。

5. 現行基準を運用する上での留意点

これまでの検討の結果を踏まえ、現行審査基準を運用する上での留意点を以下にまとめる。

5.1 条文別の留意点

（1）29条1項3号について

29条1項3号の運用に当たっては、「刊行物に記載さ

れているに等しい事項」をどのように認定するかが重要なポイントとなる。

ここで、現行審査基準に示される認定手法が、裁判所の考え方と整合していることは先に述べた。

しかし、審査実務上は、29条1項3号を適用することに審査官が少しでも確信が得られない場合には、29条2項を通知するのが一般的である。そのため、実際の29条1項3号の適用範囲は、本来想定されているはずの適用範囲に比べて若干狭くなっているように思われる。

筆者自身は、29条1項3号をもう少し柔軟に適用してもよいのではないかと考える。例えば、差異となっている部分が、技術常識で埋められる場合や、図面の記載から自明であるような場合においては、裁判例に照らし合わせれば、29条1項3号を適用することは十分可能である。その場合、審査官は刊行物からどのような事項を認定したのかを、拒絶理由通知において明記すべきと思われる。

（2）29条の2について

現行審査基準に示される29条の2の判断手法は、裁判所の判断とほぼ整合したものとなっているので、基本的には、現行審査基準に従った運用をすれば大きな問題は生じないと思われる。

「実質同一性」を判断する場合には、審査官は、差異となっている部分が、周知・慣用技術の付加、削除、転換や、単なる設計変更と評価できること（条件1）、作用効果に格別の差異がないと認められること（条件2）の両方の点について、拒絶理由通知にコメントすることが望ましいであろう。

また、たとえ差異となっている部分が周知・慣用技術であったとしても、その構成を採用することにより格別の作用効果が認められる場合には、「実質同一」

28) 東京高判平9.5.22（平6（行ケ）243）「特許法第39条2項において、同日の出願に係る二以上の発明については、出願人の協議が成立しなければそのいずれについても特許を受けることができないとされている趣旨に鑑みるならば、同項における『同一の発明』とは、同日の出願に係る二以上の発明の一方の側から見た場合に、他方の発明と同一というだけでは足りず、同時に、他方の発明の側からみても、一方の側の発明と同一であるとみなされる関係にあることを要すると解すべきである。」

29) 東京高判平14.11.14（平11（行ケ）376）「本件発明は、物の発明たる同日出願発明を使用する方法発明であるから、本件発明の実施をすれば、自動的に同日出願発明も実施されるものである。このような場合、同日出願発明の装置の使用 방법이、本件発明の方法に限られるのであれば、両発明はそのカテゴリーの相違にかかわらず同一発明といふべきであるが、同日出願発明の装置の使用 방법이本件発明の方法に限られないのであれば、両発明を同一ということとはできない。」

とはいえなくなるので注意が必要である。「実質同一」の範囲は、29条2項の進歩性の範囲よりも狭い範囲であることに十分留意しなければならない。

(3) 39条について

現行審査基準も裁判所も、39条1項の判断については、特許請求の範囲の用語を比較するだけでなく、明細書全体から把握される技術的思想についても考慮するという立場を採っている。しかし、技術的思想を具体的にどの程度考慮すればよいのかという点については、参考となる裁判例が少なく、明確な指針を得ることは難しいので、今後の裁判例の蓄積が待たれるところである。

なお、39条2項の判断については、現行審査基準に示される判断手法に従って双方向からの「同一性」を判断すれば特に問題はないと思われる。

5.2 各規定における「同一性」の関係

各規定の下での「同一性」の射程範囲の関係について考えてみると、29条の2における「実質同一性」の範囲は、29条1項3号の「新規性」の射程範囲と29条2項の「進歩性」の射程範囲のほぼ中間に位置することになると思われる。しかし、筆者としては、29条の2の「実質同一性」の範囲を29条2項と明確に切り分けることは非常に難しいことのように感じる。なぜなら、差異となっている部分について、「周知・慣用技術」といえるかどうかを正確に判断するのは容易ではないし、それによる作用効果が格別のものでないということ立証するのもまた容易ではないからである。

6. まとめ

「発明の同一性」に関する審査基準の作成経緯と、その背景にある考え方を整理することにより、現行審査基準が、どのような根拠に基づいて現在のような判断手法を採用しているのか、ある程度のヒントを得ることができた。また、裁判例の分析を通じて、現行審査基準に示される考え方が概ね裁判所の考え方と整合し

Profile

後藤 麻由子(ごとう まゆこ)

平成10年4月 特許庁入庁(審査第一部建築(現、住環境))

平成14年4月 審査官昇任
調整課審査基準室を経て、平成16年10月より現職

ていることも理解できた。しかし、その一方で、39条1項の適用に際し明細書の記載をどの程度考慮すべきかといった点等、さらに検討しなければならない問題点も浮き彫りになった。

また、「発明の同一性」の判断は、もともとは「技術的思想の同一性」という考え方を出発点としていたということがわかった。現行審査基準の下では客観性を重視し、構成の異同の判断に重点がおかれるようになったため、技術的思想の同一性について検討する機会は減ったが、「発明の同一性」は「技術的思想の同一性」を出発点としているということ、あらためて胸に留めておく必要があるように感じた。

なお、本稿では、用途発明や、プロダクト・バイ・プロセス等、いわゆる「特殊クレーム」については検討の対象としておらず、また、「発明の同一性」としばしば対比されることの多い「優先権主張の効果の認められる範囲」や、「補正が認められる範囲」との比較検討までは、手を広げることができなかった。今後、機会があればこれらについても検討したいと考えている。

最後に、本稿が「発明の同一性」に対する理解を深めるための一助となれば幸いである。